

香川県条例第1号

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、香川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が信用保証協会法第20条第1項第1号の保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (3) 求償権 保証協会が保証債務を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (4) 求償権の放棄等 求償権の放棄又はその金額に満たない額による譲渡をいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が地域経済の振興に資すると認めるとときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条

第2号の規定により同機構が行う同法第127条第2項第1号の指導若しくは助言に基づき策定された再生に関する計画

- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定による再生支援決定又は同法第32条の2第3項の規定による特定支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画
 - (4) 前3号に掲げる計画に準ずる計画であって、知事が適當と認めるもの
- (報告)

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。